

福岡県公報

平成25年7月19日
第3514号

目次

告示(第1150号-第1163号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) 1
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
 - 福岡県旅館業法施行条例第2条第1項第6号の知事が定める施設 (保健衛生課) 2
 - 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 5
 - 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 6
 - 大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出 (中小企業振興課) 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
 - 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 8
 - 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 8
 - 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 8
 - 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 9
 - 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 9
- ### 公 告
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 9
 - 一般競争入札の実施 (財産活用課) 11
 - 一般競争入札の実施 (教育庁文化財保護課) 14
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表

- (廃棄物対策課) 16
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 17
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) 17
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) 18
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) 18

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) 18
 - 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) 19
 - 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) 19
- ### 雑 報
- 平成24年度福岡県市町村職員共済組合の決算の公告 (市町村支援課) 20

告 示

福岡県告示第1150号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

種類	題 名	図書番号等	発行所	指定理由
----	-----	-------	-----	------

図書	1	実話時代8月号	雑誌15277-08	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント8月号	雑誌05267-8	株式会社竹書房	

福岡県告示第1151号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年6月25日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 サポートセンターささえ愛

(2) 代表者の氏名

脇山 真佐子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県柳川市三橋町吉開702番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の障がい者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対して障がい者への理解を促進させるための啓発事業を行うことで障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1152号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字松原76番28
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡須恵町大字須恵165-40
田淵 豊高

福岡県告示第1153号

福岡県旅館業法施行条例（昭和35年福岡県条例第31号）第2条第1項第6号の知事が定める施設は、次のとおりとする。

福岡県旅館業法施行条例第2条第1項第6号の知事が定める施設（平成7年3月福岡県告示第651号の2）は、廃止する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

施設が所在する市町村名	施設の種類	施設の名称
直方市	公園	須崎町公園 安入寺公園 竜王ヶ丘公園 植木北新手児童遊園 藤田丸こども広場 鴨生田公園 打向児童公園 水町遺跡公園 南公園 ふくち山麓はな公園 植木桜づつみ公園パークゴルフ場

	児童センター	直方市児童センター
	生涯学習施設	ユメニティのおがた
	体育館	直方市体育館
	プール	直方市民プール
	准看護師養成施設	直方看護専修学校
飯塚市	児童館	鯉田児童センター 中央児童館
	社会教育施設	飯塚市穂波青少年野営訓練所
	准看護師養成施設	飯塚医師会看護高等専修学校
	理容師・美容師養成施設	飯塚理容美容専門学校
田川市	准看護師養成施設	田川看護高等専修学校
	職業能力開発施設	福岡県立田川高等技術専門学校
柳川市	准看護師養成施設	柳川山門医師会看護高等専修学校
	美容師養成施設	ハリウッドワールド美容専門学校
八女市	准看護師養成施設	八女筑後看護専門学校
	社会教育施設	福岡県立ふれあいの家南筑後
行橋市	運動場	中山グラウンド 新田原グラウンド 多目的グラウンド 泉スポーツ広場
	社会教育施設	行橋市研修センター コスメイト行橋 市民会館
	体育館	行橋市民体育館
	プール	行橋市民プール
	庭球場	行橋市庭球場
	弓道場	行橋市弓道場
	武道場	行橋市武道場
	相撲場	行橋市相撲場

	キャンプ場	行橋総合公園オートキャンプ場
	准看護師養成施設	京都医師会看護高等専修学校
豊前市	准看護師養成施設	豊前築上医師会看護高等専修学校
小郡市	地域運動広場	東野地域運動広場 立石地域運動広場 小郡地域運動広場 たなばた地域運動広場
	運動公園	小郡市運動公園
	体育館	小郡市体育館
春日市	体育館	春日市立市民スポーツセンター
	准看護師養成施設	自衛隊福岡病院准看護学院
大野城市	社会教育施設	中央コミュニティセンター 東コミュニティセンター 南コミュニティセンター 北コミュニティセンター
	テニスコート	赤坂テニスコート 旭ヶ丘テニスコート
	運動場	大野城総合公園
	プール	大野城市北市民プール
宗像市	社会教育施設	福岡県立少年自然の家「玄海の家」
太宰府市	運動施設	北谷運動公園 太宰府史跡水辺公園 少年スポーツ公園 大佐野スポーツ公園 体育センター
	准看護師養成施設	筑紫看護高等専修学校
福津市	児童センター	福津市児童センター フクスタ
	准看護師養成施設	福岡看護高等専修学校

うきは市	公園	保木公園 城ヶ鼻公園 調音の滝公園 合所ダム公園 古川水辺公園
	キャンプ場	調音の滝公園キャンプ場 保木公園キャンプ場
嘉麻市	児童館	嘉麻市立稲築西児童館 嘉麻市立嘉穂第一児童館 嘉麻市立嘉穂第二児童館
	学童保育所	稲築西学童保育所A 嘉穂第1学童保育所 嘉穂第2学童保育所
那珂川町	子ども広場	恵子子ども広場
	体育館	那珂川町町民体育館
	プール	ミリカローデン那珂川屋内プール
篠栗町	社会教育施設	福岡県立社会教育総合センター少年自然の家
志免町	体育館	町民体育館 東地区社会体育館 西地区社会体育館
	多目的広場	町民ひろば
	社会教育施設	別府文化センター
須恵町	運動場	須恵町立山の神広場 須恵町立健康広場 須恵町立旅石広場
	体育館	須恵町立あおば会館 須恵町立西体育館
	武道場	須恵町立武道場
	テニスコート	須恵町立スポーツ公園

	卓球場	須恵町立卓球場		
	弓道場	須恵町立弓道場		
	社会体育施設	須恵町運動公園		
	資料館	須恵町立歴史民俗資料館		
	美術館	須恵町立美術センター久我記念館		
	社会教育施設	須恵町カルチャーセンター		
芦屋町	ちびっ子広場	粟屋ちびっ子広場 大城ちびっ子広場 浜口八ちびっ子広場 緑ヶ丘七ちびっ子広場 鑄鍛鋼ちびっ子広場 高浜二十ちびっ子広場 高浜アリラン横ちびっ子広場 高浜アリラン裏ちびっ子広場 正門ちびっ子広場 金屋ちびっ子広場 市場ちびっ子広場 浜崎ちびっ子広場 浦ちびっ子広場 大君ちびっ子広場		
		小竹町	職業能力開発施設	福岡県立小竹高等技術専門校
		桂川町	社会教育施設	王塚古墳テーマパーク
		筑前町	社会教育施設	夜須高原野外活動センター
			香春町	プール
		糸田町	公園	こども広場
			プール	糸田町民プール
		福智町	社会教育施設	糸田町児童館
			公園	ふれあいスポーツ公園 日王山自然公園

	プール	B & G 海洋センター
	社会教育施設	ふれあい塾
荇田町	公園	木ノ元児童遊園
		葛川児童遊園
		稲光児童遊園
		岡崎児童遊園
		若久公園
	運動施設	総合体育館 荇田町臨海総合グラウンド
	プール	町民温水プール
	庭球場	荇田町立殿川庭球場
	社会教育施設	三原文化会館
みやこ町	公園	八景山自然公園
	児童クラブ	勝山児童クラブ
	運動施設	みやこ町豊津運動公園
吉富町	運動場	太町グラウンド
		吉富町山国川総合グラウンド
		吉富漁港総合グラウンド
	体育館	吉富町体育館
	プール	吉富町プール
	武道場	吉富町武道館
	地域子育て支援拠点事業実施施設	吉富町子育て支援センター
上毛町	社会教育施設	上毛町唐原コミュニティセンター
		上毛町西吉富コミュニティセンター 福岡県立ふれあいの家京築
	児童クラブ	大平放課後児童クラブ 西吉富放課後児童クラブ
	運動施設	上毛町健康増進施設

		上毛町農業者トレーニングセンター	
	運動場	上毛町総合グラウンド 上毛町大池公園多目的運動広場	
		子育て支援センター 上毛町子育て支援センター	
築上町	社会教育施設	築上町岩丸生涯学習センター 椎田学習等供用施設 築上町文化会館	
		多目的グラウンド	築上町椎田グラウンド 築上町築城グラウンド 築上町日奈古グラウンド
			プール
	体育館		
	武道館	築上町武道館	
	運動施設	サン・スポーツランド浜の宮	
	相撲場	築上町相撲場	
	テニスコート	築上町築城テニスコート	
	パークゴルフ場	築上町パークゴルフ場	
	博物館類似施設	築上町船迫窯跡公園	
	児童クラブ	築上町放課後児童クラブ室	
	児童館	築上町児童館	

福岡県告示第1154号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年7月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス須恵店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石字赤坂57番3ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年3月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,868平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	75

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南東側	27

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内南東側	11.73

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地南側及び西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1155号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年7月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス古賀中央店

(2) 所在地 福岡県古賀市駅東一丁目615番4の一部ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
有限会社タカハラ	福岡県古賀市駅東二丁目3番21号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成26年3月4日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,701平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	77

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北東側	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北側	9.62

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所 建物敷地北側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後11時00分

福岡県告示第1156号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
有限会社タカハラ	グルメシティ古賀店 福岡県古賀市駅東一丁目4番1号

福岡県告示第1157号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字三代字古江785番1及び785番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字三代785番地の2
山浦 知子

福岡県告示第1158号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
(第2工区)糸島市志摩松隈字田ノ浦256番7、256番9、256番11、256番12、256番17、256番18、258番3、261番2から261番4まで、261番10、261番15及び282番3並びに字柿打301番11
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糸島市志摩松隈566番地の2
有限会社 田ノ浦
代表取締役 松隈 健

福岡県告示第1159号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和46年3月15日農林省告示第441号(2に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1160号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和45年3月4日農林省告示第219号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1161号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月9日農林水産省告示第1399号(4に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1162号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和43年12月28日農林省告示第2062号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1163号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年1月5日農林省告示第21号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

・福岡県庁舎電力供給

・九州歴史資料館電力供給

- 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

- れた原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
- 福岡県総務部総務事務センター調達班
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
- 申請書は、福岡県ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成25年8月9日（金曜日）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競

争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県庁舎電力供給

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成25年10月1日から平成26年9月30日まで

(4) 供給場所

福岡県庁舎

福岡市博多区東公園7番7号

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（平成23年度競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年8月2日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サービス業種その他）で、「AA」の等級に格付けされているもの（入札参加資格申請を予定の者も含む。）

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(5) 福岡県電力の調達に係る環境配慮方針（平成23年12月7日施行）に基づく入札参加資格の要件を満たす者。なお、同方針第6条第1項にて提出を義務付けられる報

告書については、入札参加申込みの提出期限までに次項に記載する部局へ提出すること

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部財産活用課設備管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3091 (ダイヤルイン)

(FAX) 092-643-3093

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成25年7月19日(金曜日)から平成25年8月29日(木曜日)までの毎日(ただし、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する休日(以下「県の休日」という。)には受領しない。)、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。そのほか福岡県庁ホームページでのダウンロードによる交付も行う。

8 入札参加申込み

(1) 提出書類

入札参加申請書

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出期限

平成25年8月2日(金曜日)午後5時00分まで

期限後は受領しない。

(4) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

9 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参し、又は郵送して行うものとする。また、質問に対する回答は、閲覧場所での閲覧に供し、あわせて福岡県庁ホームページへの掲載も行う。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成25年7月22日(月曜日)から平成25年8月19日(月曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成25年8月30日(金曜日)午後5時00分まで

(4) 閲覧場所

福岡県総務部財産活用課設備管理係

(5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成25年8月30日(金曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成25年8月30日(金曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県総務部財産活用課
福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

平成25年9月3日（火曜日）午後2時00分

13 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Fukuoka Prefectural Building.
- (2) Delivery period : From 1 October, 2013 through 30 September, 2014.
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural Building.
- (4) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications : 5:00 PM, 2 August, 2013
- (5) Time limit for tender : 5:00 PM, 30 August, 2013.
- (6) Contact point where Documents for tendering a bid are available:Property Utilization Division, General Affairs Department of Fukuoka Prefectural Government, 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan. Tel: 092-643-3091

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月19日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約事項の名称
九州歴史資料館電力供給
 - (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
 - (3) 契約期間
平成25年10月1日から平成26年9月30日まで
 - (4) 供給場所
九州歴史資料館
福岡県小郡市三沢5208-3
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（平成23年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年8月30日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種目13-11（サービス業種その他）で、「AA」の等級に格付けされているもの
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

九州歴史資料館

〒838-0106 福岡県小郡市三沢5208-3

(電話番号) 0942-75-9575

(FAX) 0942-75-7834

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成25年7月19日(金曜日)から平成25年8月30日(金曜日)までの毎日(ただし、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する休日(以下「県の休日」という。)には受領しない。)、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。そのほか福岡県庁ホームページでのダウンロードによる交付も行う。

8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、電話連絡後、質問書を次の受付場所へFAXで送信のこと。また、質問に対する回答は、平成25年8月19日(月曜日)以降FAXにて行うものとする。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成25年7月22日(月曜日)から平成25年8月19日(月曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成25年8月30日(金曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

九州歴史資料館研修室

福岡県小郡市三沢5208-3

(2) 日時

平成25年9月3日(火曜日)午後2時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Kyushu Historical Museum.
- (2) Delivery period : From 1 October, 2013 through 30 September, 2014.
- (3) Delivery place : Kyushu Historical Museum.
- (4) Time limit for tender : 5:00 PM, 30 August, 2013.
- (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available : Property Utilization Division, General Affairs Department of Kyushu Historical Museum, 5208-3, Mitusawa, Ogori City, 838-0106, Japan.
Tel: 0942-75-9575

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称
有限会社大高環境保全サービス
- (2) 所在地
埼玉県本庄市児玉町児玉1648番地2
- (3) 代表者
代表取締役 武政 光司

2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日
平成25年7月3日

4 処分の理由
事業者が、平成25年2月13日午後5時、東京地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至ったため

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称
公用パーソナルコンピュータ賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成25年5月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
891,848,412円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成25年4月16日

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社林田産業
福岡県福津市中央五丁目12番1号
代表取締役 林田 賀津利
- 2 施設の種類及び処理能力
木くずの破碎施設
一日当たり 17.3t
- 3 設置場所
福岡県福津市舍利蔵字大門田281番1
- 4 指定地域
福岡県古賀市薦野並びに福津市舍利蔵、内殿及び上西郷の各一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 5 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課
- 6 閲覧の期間
平成25年7月19日から同年8月19日まで

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社林田産業
福岡県福津市中央五丁目12番1号
代表取締役 林田 賀津利
- 2 施設の種類及び処理能力
木くずの破碎施設
一日当たり 112t
- 3 設置場所
福岡県福津市舍利蔵字大門田281番1外1筆
- 4 指定地域
福岡県古賀市薦野並びに福津市舍利蔵、内殿及び上西郷の各一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 5 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課
- 6 閲覧の期間
平成25年7月19日から同年8月19日まで

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての

環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成25年7月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社林田産業
福岡県福津市中央五丁目12番1号
代表取締役 林田 賀津利
- 2 施設の種類及び処理能力
木くずの破碎施設（移動式兼用）
一日当たり 19.8t
- 3 設置場所
福岡県福津市舍利蔵字大門田265番6
- 4 指定地域
福岡県古賀市薦野並びに福津市舍利蔵、内殿及び上西郷の各一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 5 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課
- 6 閲覧の期間
平成25年7月19日から同年8月19日まで

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成25年7月3日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成25年7月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

83,019

福岡県選挙管理委員会告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成25年7月3日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成25年7月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

618,863

福岡県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成25年7月3日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成25年7月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,455
北九州市小倉北区	50,306
北九州市小倉南区	58,353
北九州市若松区	23,370
北九州市八幡東区	20,184
北九州市八幡西区	70,291

北九州市戸畑区	16,619
福岡市東区	77,113
福岡市博多区	57,983
福岡市中央区	49,245
福岡市南区	67,673
福岡市城南区	33,130
福岡市早良区	56,792
福岡市西区	52,111
大牟田市	34,493
久留米市	81,893
直方市	16,052
飯塚市・嘉穂郡	40,026
田川市	13,784
柳川市	19,446
八女市	11,273
筑後市	13,062
大川市・三潞郡	14,211
行橋市	19,721
中間市	12,504
小郡市・三井郡	19,884
筑紫野市	27,266
春日市	29,103
大野城市	25,848
宗像市	26,191
太宰府市	19,077
古賀市	15,795
福津市	15,768
うきは市	8,712
宮若市・鞍手郡	15,506

嘉麻市	11,821
朝倉市・朝倉郡	24,378
みやま市	11,352
前原市・糸島郡	27,020
筑紫郡	12,875
糟屋郡	57,985
遠賀郡	26,581
八女郡	13,005
田川郡	23,600
京都郡	15,572
築上郡・豊前市	17,222

雑 報

福岡県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年7月19日

福岡県市町村職員共済組合

理 事 長 井 上 澄 和

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形
収 入	負担金	7,206,353	21,331,001		223,315	277,425				
	掛金	7,345,447	11,110,500			207,847				
	特定健康診査等収入					82,134				
	組員貸付金利息							182,867		
	受託商品手数料								13,022	
	補助金・交付金	646,779			91,688			11,817		
	利息及び配当金等	828		148,281	930	2,036	759,448			1
	その他の収入	17,835				9		1,165	4,509	
	他経理から繰入金				41,099					
	前年度支払準備金	1,128,164								
計	16,345,406	32,441,501	148,281	357,032	569,451	759,448	195,849	17,531	1	
支 出	給付金	7,121,299								
	役職員給与				153,021	32,709	4,011	13,462	1,776	
	旅費・事務費				21,967	5,954	2,358	6,072	1,639	
	支払利息			148,281			329,382	136,116	1,721	
	前期高齢納付金・後期高齢、病床支援金	5,480,333								
	老人・退職者拠出金、介護納付金	1,615,976								
	連合会払込金	183,269						8,008		
	連合会拠出金	572,207								
	連合会分担金					6,210				
	負担金払込金・掛金払込金		32,441,501							
	事務費負担金払込金				99,227					
	厚生費(保健事業)					535,574				
	特定健康診査等費					15,236				
	その他の支出	65,411			55,721	20,253	1,982	27,622	10,768	
他経理へ繰入金	41,099									
次年度支払準備金	1,109,092									
計	16,188,686	32,441,501	148,281	329,936	615,936	337,733	191,280	15,904	0	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	156,720	0	0	27,096	△ 46,485	421,715	4,569	1,627	1	

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	2,123,236	3,031,812	243,547	909,222	2,341,193	8,583,894	263,568	494,592	513
	固定資産			6,939,545	11,945	6	61,193,548	6,199,557		
資産合計		2,123,236	3,031,812	7,183,092	921,167	2,341,199	69,777,442	6,463,125	494,592	513
負債	流動負債	624,114	3,031,812		8,982	14,186	66,336,066	1,456	2,061	
	固定負債	1,109,092		7,183,092	443,586	96,960	984	5,226,065	366,000	
負債合計		1,733,206	3,031,812	7,183,092	452,568	111,146	66,337,050	5,227,521	368,061	0
純資産	資本剰余金									
	利益剰余金(欠損金)	390,030			468,599	2,230,053	3,440,392	1,235,604	126,531	513
純資産合計		390,030	0	0	468,599	2,230,053	3,440,392	1,235,604	126,531	513
負債・純資産合計		2,123,236	3,031,812	7,183,092	921,167	2,341,199	69,777,442	6,463,125	494,592	513